

森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）

木質バイオマス利用や学校等の公共施設での地域材の利用拡大に向けた取組の支援が強化されます!!

森林整備加速化・林業再生事業

は、都道府県に基金を造成し、地方公共団体や林業事業者、木材加工業者、木材・木質バイオマスを利用する民間事業者等の方が、間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、木質バイオマス利用や地域材の利用拡大を進める取組を支援する事業です。

ここでは、このうち木質バイオマス利用や地域材の利用拡大への支援について説明します。

事業の目的は？

木質バイオマス利用施設の整備と、学校や社会福祉施設等の公共施設における地域材の利用を進め、国産材の需要拡大や山村の活性化に貢

献することを目的としています。

支援を受ける対象者は？

地方公共団体、森林組合等の林業事業者・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者、社会福祉法人、医療法人等のうち協議会に参画されている方を対象としています。

支援を受ける対象事案は？

木質バイオマス利用施設整備や学校の武道場等の公共施設の整備等への支援が強化されます。

① 木質バイオマス利用施設の整備、流通の円滑化への支援（図1

参照）

(i) ボイラー等の木質バイオマスを熱利用する施設を整備する際、間伐材の年間利用量に

応じて50,000円/m<sup>3</sup>の支援を行います。

(ii) 流通の円滑化として、原木の供給者と加工業者が、間伐材の安定取引協定に基づき、燃料

用間伐材を買い入れる場合、その費用として3,000円/m<sup>3</sup>の支援を行います（2年目は半額）。

② 学校の武道場等の公共施設の整備への支援（図2参照）

地域材の使用量に応じて50,000円/m<sup>3</sup>の支援を、建築する施設の床面積に応じて135,000円/m<sup>2</sup>の支援をそれぞれ行います。

支援を受けるためには？

これらの支援を受けるためには、各都道府県に設置される本事業のための協議会に参画する必要があります。

※事業内容の詳細や支援を受けるための手続き等について不明な点がございましたら、林野庁木材利用課または各都道府県の担当者へお問い合わせ下さい。

林野庁木材利用課

(03-6744-2297)

林野庁ホームページ

(経済危機対策関連ページ)

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/kinkyuu\\_taisaku/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/kinkyuu_taisaku/index.html)

## 図1 バイオマス利用施設の整備

### 熱利用施設の整備

定額(標準的な単価)  
 バイオマス利用量:5万円/m<sup>3</sup>  
 (間伐材の年間利用量に応じた  
 支援)



公共施設のボイラー

### 発電施設の整備

定額(標準的な単価)  
 バイオマス利用量:5万円/m<sup>3</sup>  
 (間伐材の年間利用量に応じた  
 支援)



発電施設の改良

### 流通の円滑化

(新しい支援)  
 定額(標準的な単価)  
 2年目は半額  
 間伐材の燃料利用:3,000円/m<sup>3</sup>



原木の供給者と加工業者が協定  
 を結び、間伐材の燃料としての  
 利用を拡大する場合が対象とな  
 ります。

## 図2 木造公共施設の整備

### 学校の武道場、社会福祉施設の整備

- 定額(標準的な単価)地域材の利用:5万円/m<sup>3</sup>  
 (地域材の使用量に応じた支援)
- 木造公共施設の整備:13.5万円/m<sup>2</sup>  
 (建築する施設の床面積に応じた支援)



学校の武道場



社会福祉施設



地域の交流施設